

もりおか座映画祭実行委員会 規約

（名称）

第1条 本会は、もりおか座映画祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、地域連携を重視し、映画館・商店街・盛岡市と協働して「映画のまち盛岡」の再構築をめざし、街全体に開かれた映画祭を実施することを目的とする。

（業務）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

1. もりおか座映画祭の企画及び運営に関すること
2. 市民ボランティアスタッフの資格及び登録に関すること
3. 関係団体等との協力・連携に関すること
4. その他目的を達成するために必要な事項

（構成）

第4条 本会は実行委員をもって構成する。実行委員は委員長が委嘱する。

2 実行委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 実行委員長 1名
 2. 実行副委員長 1名
 3. 監事 1名
- 2 実行委員長は本会を代表し、業務を統括する。
- 3 実行副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 監事は会計及び運営状況を監査し、委員会に報告する。
- 5 役員の任期は映画祭1回ごととし、再任を妨げない。

（顧問）

第6条 本会に顧問、特別顧問を置くことができる。

2 顧問、特別顧問は委員長が委嘱する。

3 顧問、特別顧問は議決権を持たず、委員会の要請に応じて助言を行う。

（会議）

- 第7条 実行委員会は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 年1回、総会を開催する。
- 3 会議は委員の過半数の出席で成立し、決議は出席者の過半数で決する。
- 4 委任状により出席に代えることができる。

（会計）

- 第8条 本会の経費は、助成金、寄付金・協賛金、鑑賞料収入及びその他の収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事務局）

- 第9条 本会の事務を処理するため、岩手県盛岡市下の橋町7-36に事務局を置き、事務局長が管理を行う。
- 2 事務局は、実行委員会の決議に基づき、映画祭の運営業務及び会計を行う。
- 3 事務局は年度末に収支決算を行い、監事の監査を経て、実行委員長、副委員長及び委員会へ報告する。

（解散）

- 第10条 本会は、実行委員の2分の1以上の同意により解散できる。
- 2 解散時の残余財産は、本会の目的に資する非営利団体、または将来設立される予定の、映画やまちづくりに関する非営利法人に寄付することができる。
- 寄付先は実行委員会の決議により定める。

（補則）

- 第11条 本規約に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員会の議決を経て、委員長が別に定める。

附則

この規約は、令和7年8月22日から施行する。